

第77号議案

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行う事業」の次に「並びに東日本大震災により被災した児童、生徒等に係る就学の援助等を行う事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。